

校内生活のきまり(2024年度版)

【1】登下校

- (1) 8時30分に教室で出欠確認を行うが、予鈴が鳴る8時25分までに登校する。
8時30分に荷物がロッカーに入っていて、着席していなければ遅刻とする。
クラブ活動や学級活動などで早朝に登校する場合は7時15分以降に登校し、7時30分から開始とする。
登校後は校外に出ることはできない。
8時30分から8時40分までの間に遅刻してきた生徒に関しては、一旦教室に行く。担任の先生が教室におられたら、そのまま遅刻を報告する。教室に行っても担任の先生がおられない場合は、職員室に行って「登校時間確認カード」を発行してもらい授業担当の先生に渡す。
8時40分以降の遅刻に関しては、教室には行かず、職員室に行き「登校時間確認カード」を発行してもらったのち、教室に行き授業担当の先生に渡す。
- (2) 登校時の服装は標準服とする。ただし、早朝練習があるときは体操服で登校してもよい。
クラブで朝練習があった場合は、1限が体育の際にのみ、体操服で朝礼を受けてよい。
1時間目が体育の授業の場合の体操服登校は認められない。
*夏期のクールビズ期間に限り、平常時(登下校も含めて)に体操服で過ごすことを認める。
- (3) 通学は徒歩であること。自転車通学は認められない。
- (4) 下校時間は次の通りです。

活動終了時刻	完全下校時刻
16:45	17:00

【2】諸 届

- (1) 欠席及び遅刻、早退、欠課、忌引き(見学など)の際は、「まなびポケット」にて保護者より学校に連絡する。
- (2) 感染症に罹患(りかん)した場合は、直ちに学校に届け出ること。
- (3) 忌引きについては、次の通りとする。
父母…7日以内 祖父母…3日以内 それ以外の親族は1日

【3】教室 校舎の生活

- (1) 他の教室には入らない。また他学年の階にも行かない。
- (2) 職員室への入室は禁止。用事のある時は入り口で先生を呼ぶ。
- (3) 体育館、プール、屋上への立ち入りは禁止。

- (4) 上履き、下履き、体育館シューズは以下のように履き分ける。
スリッパ…校舎内、体育館横のスロープのみ
体育館シューズ…体育館のみ(体育館の階段は下靴では上がりません)
- (5) 教室移動や下校の時は、消灯、戸締り、施錠を忘れずに行う。
鍵は教室移動の場合は、係りの者が管理し、下校時は職員室の所定の場所に返却すること。
- (6) 公共物を破損した場合は、すぐに先生に届ける。状況に応じて、弁償を求める場合もある。
- (7) 教室棟西階段については、3・4Fについては、使用を認めない。1・2Fに関しては、移動を認めるが、教室棟西階段付近に留まることは認めない。

【4】授業の受け方

- (1) チャイムで授業が始められるように休み時間は行動する。授業の始まりは座礼であいさつをする。
- (2) 授業を受ける時は、標準服を着用する。ただし、体育の授業が最後の場合は、着替えなくてよい。
*クールビズ期間はこれに準じない。
- (3) 終礼時は、クラブ活動で使用するユニフォーム、または統一された活動着で受けることは出来ない。

【5】休み時間

- (1) 昼休みのみグラウンド使用可。校舎内や中庭、技術棟付近でのボール遊びは禁止。
- (2) 昼休みのボール遊びは、アナウンスで終了し、ボールを予鈴までに返却し、本鈴までに教室に入る。
(バットの使用などの危険な遊びはしない。ボールは学校での貸し出しボールのみ使用可)
- (3) 校舎内では、走らない(鬼ごっこなどは、危険回避のため禁止とする)

【6】保健室の利用

- (1) 利用は、出来る限り休み時間にすること。(緊急時を除き授業中は使用しないこと)
- (2) 授業中に保健室を利用する場合は、担当教員の許可をもらうこと。
- (3) 保健室は、原則1時間目と6時間目は利用できない。(‘24年度もこれでOK?)

【7】持ち物

- (1) 生徒証はいつも携行する。また自分の持ち物には必ず記名する。
- (2) 不必要な物(携帯電話、スマホ、雑誌類、ゲーム類、菓子類、化粧品・整髪料など)は持って来ない。
- (3) 不要なお金は持ってこない。必要なお金は、朝の段階で担任の先生に預ける。

【8】アルバイト

アルバイトは禁止。

【9】クラブ活動

- (1) 休日の登下校や活動は学校の標準服や体操服、またはユニフォームかクラブで統一された活動着のみとする。
- (2) 早朝練習や休日の活動については、顧問の先生が付かなければ活動できない。
- (3) 自転車の通学は禁止。試合等で顧問の先生の指示がある場合は認められる。
- (4) 定期テスト7日前からは、原則として活動できない。
- (5) クラブ活動で自転車を利用する際は、必ず保険に加入し、ヘルメットの着用をすること。
保険未加入やヘルメットの着用がない場合は、他校での試合など自転車を利用する際の活動には参加できません。

【10】食事について

- (1) 必ず自教室で食べる。12時50分までは、教室から出てはいけない。
- (2) 授業が午前中で終わり、午後からクラブなどの活動がある場合は、必ず担任の許可を得て、自教室で食べる。後始末、施錠を忘れずに行うこと。
- (3) 食事は弁当を用意するか、給食を申し込むこと。なお、パンや弁当を登校時に買う場合は、お釣りなどの現金を担任に預けること。登校後に買いに出ることは禁止。飲み物に関しては、缶類やビンの持ち込みは禁止。炭酸以外のジュース類を飲んでもよいのは昼食時のみ。それ以外は水、お茶、スポーツドリンクのみ可。昼食で出たゴミは、全て持ち帰ること。
- (4) 昼食の宅配は禁止とする。

【11】服装・頭髪について

学校は公の場であることを意識し適切に判断すること

(1) 標準服について

標準服はセーター・ポロシャツ・ズボン・スカート(全て学校指定のもの)とする。

防寒着については、上着のみ上記標準服の上から必要な場合に着用するものとする。

防寒具に関しては、ネックウォーマー、手袋、マフラー、ニット帽、耳あての着用は可。防寒具に関しては登下校時のみとする。ただし、クラブ活動・体育の際は、担当の教師に確認する。登下校時のクラブ使用のウインドブレーカー(防寒パンツ)に関しては、早朝練習の時に着用しての登校、または下校時のクラブ終わりの時なら使用可とする。

(2) 頭髪などについて

毛染め、脱色、パーマなど、薬品を使うものは禁止とする。

整髪料の持ち込みは禁止。

(3) 通学カバンについて

特に規定はないが、両手が空くなどの機能的な物を使用する。教室では後ろのロッカーに入れて保管する。

(4) 通学靴について

下靴については、運動靴であればよい。高価な物にならないようにする。(革靴、ローファー等は禁止。)

(5) 上靴について

スリッパ、体育館シューズは学校指定の物を購入。両方とも必ず名前を明記すること。

*スリッパの記名は、甲の部分と、かかとにする。

【12】その他

- (1) ピアス、ネックレス、カラーコンタクト等の装飾品、マニキュア、口紅、香水、の使用は禁止する。
- (2) ブランケット(ひざ掛け)を使用する場合は、教室の中のみ使用とする。廊下や登下校中の使用は出来ない。特別教室に持参してもよいが、移動中の使用不可とする。色柄については、ハデにならないものにする。生徒朝礼や始業式、終業式などの使用は不可とする。
- (3) トローチの服薬は必ず事前に申し出て、別室にて服用すること。